

委託研究開発契約書雛形新旧対比表(2019年度)

変更後		変更前	
	第2条の2(乙の利益相反管理規則等の遵守に関する報告)		第2条の2(乙の利益相反管理規則等の遵守に関する報告)
	第2条の2 乙は、甲が別途定める様式による「利益相反管理報告書」により、甲の利益相反管理規則に従った乙における研究者等の利益相反管理の実施の有無等につき、甲が定める期日までに甲に対して報告しなければならない。		第2条の2 乙は、甲が別途定める様式による「利益相反管理報告書」により、甲の利益相反管理規則に従った乙における研究者等の利益相反管理の実施の有無等につき、甲が定める期日までに甲に対して報告しなければならない。
	2 乙は甲が別途定める様式による「利益相反管理報告書委託研究開発実績報告書」により、研究者等による本委託研究開発にかかる国の倫理指針等の遵守状況について、甲の定める期日までに甲に対して報告しなければならない。		2 乙は甲が別途定める様式による「利益相反管理報告書」により、研究者等による本委託研究開発にかかる国の倫理指針等の遵守状況について、甲の定める期日までに甲に対して報告しなければならない。
	第2条の3(乙の表明保証))		第2条の3(乙の表明保証))
	2 乙は、国の不正行為等対応ガイドライン又は甲の不正行為等対応規則に基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が乙に所属する研究開発代表者及び分担者(再委託先がある場合には、再委託先に所属する研究開発分担者又はこれに相当する肩書きを付与された者を含む。)に含まれるものである場合には、当該対象者について、本契約締結日前までに甲に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき甲の了解を得ていることを表明し保証する。		2 乙は、国の不正行為等対応ガイドライン又は甲の不正行為等対応規則に基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が乙に所属する研究開発代表者及び分担者(再委託先がある場合には、再委託先に所属する研究開発分担者又はこれに相当する肩書きを付与された者を含む。)である場合には、当該対象者について、本契約締結日前までに甲に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき甲の了解を得ていることを表明し保証する。